

介護老人保健施設山口幸楽苑 介護予防通所リハビリテーションについて

(令和6年6月1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証及び介護保険負担割合証を確認させていただきます。

2. 介護予防通所リハビリテーションの概要

介護予防通所リハビリテーションは、要支援者が家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設をご利用いただきます。また、利用者の心身の機能の維持回復を図るため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。

このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わる医師及び理学療法士、作業療法士その他通所リハビリテーションの提供にあたる従事者の協議によって、通所リハビリテーション計画が作成されます。その際、利用者・扶養者（ご家族）の希望を十分に取り入れ、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

介護保険のサービスを利用した場合は、原則としてサービス費用の1割、2割または3割を利用者が負担して、残りの9割、8割または7割は介護保険から給付されます。

介護保険負担割合証の提示が必要です。

1) 基本料金

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度および利用時間によって利用料が異なります。以下は1月当たりの自己負担分です。

※提示は1割負担の場合

要支援1	2,268円/月
要支援2	4,228円/月
自費利用	2,800円/日

2) 加算料金（※印のついたものは対象者の方のみ加算されます）

	(I)	(II)	(III)
サービス提供体制強化加算	要支援①88円/月	要支援①72円/月	要支援①24円/月
	要支援②172円/月	要支援②144円/月	要支援②48円/月
科学的介護推進体制加算	40円/月		
※生活行為リハビリテーション加算	開始月より6月以内		562円/月
※運動機能向上加算	225円/月		
※口腔・栄養スクリーニング加算	(I)20円/回	(II)5円/回(6月に一回を限度)	
※栄養アセスメント加算	50円/月		
※栄養改善加算	200円/月		
※口腔機能向上加算	(I)150円/回(月2回を限度)		
	(II)160円/回(月2回を限度)		

一体的サービス提供加算（口腔・栄養）	480円／月
※選択的サービス複数実施加算	(Ⅰ)…480円／月 (Ⅱ)…700円／月
※若年性認知症利用者受入加算	240円／月
※中山間地域等にサービスを提供する場合、基本料金の5%を加算	
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位×53／1000

3) その他の利用料金（実費）

- ・食費（昼食） 650円
- ・食事用エプロン（昼食時用） 12円／枚
- ・散髪代、写真代、作業活動材料費（籐・クラフト）等
- ・その他：紙オムツ類（別紙金額一覧表参照）
処理料（紙パンツ・パット等、持ち込みのものを処理した場合）30円

※月々のお支払額は基本料金+加算料金+食費の合計となります。

尚、自費での利用をされた方は、自費利用日数分の基本料金と食費も必要となります。

4. 支払い方法

- ・前記の料金・費用は1ヶ月ごとに計算しご請求しますので、翌月15日までに下記方法にてお支払いください。（1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）
- ・金融機関口座からの自動引き落とし
ご利用できる金融機関は郵便局及び、山口銀行各支店
- ・窓口での現金支払い
基本的には金融機関口座からの自動引き落としとさせていただきますが、月途中での一時中止又は、終了時には窓口で、終了日分までを現金にてお支払いいただきます。